

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議 長	委員長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	合 議	文書取扱主任
起 案 日	令和8年2月9日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和8年2月12日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	8四議第31号			公 開		非公開理由	
分類番号	04-02-02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産 業 建 設 常 任 委 員 会			会議年月日	令和8年1月30日（金）		
				会 議 時 間	13時00分 ～ 14時11分		
出席委員	委 員 長	山下 幸子					
	副 委 員 長	寺尾 真吾					
	委 員	宮崎 努					
	委 員	西尾 祐佐					
	委 員	大西 友亮		欠席委員			
	委 員	鳥谷 恵生					
執行部出席者	まちづくり課長	津野 智宏		農林水産課 農業振興係長	井口 敦		
	まちづくり課長補佐	中山 良		農林水産課 林業水産係長	篠田 匠一		
	まちづくり課 土木係長	広井 健太		観光商工課長	遠近 由幸		
	まちづくり課 計画係長	松本 裕太		観光商工課長補佐	今城 烈		
	まちづくり課 技幹	垣内 邦仁		上下水道課長	岡村 速人		
	農林水産課長	吉田 貴浩		上下水道課長補佐	山本 修		
	農林水産課長補佐	岡田 圭一		上下水道課 総務係長	遠近 祐太		
	農林水産課長補佐	宮崎 智也					
事務局	事務局長	原 憲一					
	事務局長補佐	岡村 むつみ					
記 録							
<p>令和7年12月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。</p> <p>その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

■まず、所管事項調査「市道手洗川勝間線の整備について」まちづくり課から説明を受け調査を行った。

【説明：津野まちづくり課長】

本路線は、川登大橋の右岸側の袂付近の交差点を起点にして、四万十川右岸を上流にある勝間沈下橋を渡って二股に分かれている右側の市道との交差点が終点となる。延長にして約 6.6 km の市道となっている。この路線は、洪水等により勝間沈下橋や高瀬沈下橋が通行不能となった際に、大川筋地区のうち四万十川右岸側の住民の唯一のう回路となるものである。平常時は交通量が少ない生活道路であるが、災害時には地域の孤立を防ぐ命の道として非常に重要な役割を担っている。

この路線の整備については、平成 14 年に勝間小学校が統合し、その際、沈下橋が潜水した際の通学経路としての安全確保を目的として、地元から道路改良の要望が出されたことが発端となっている。教育委員会と当時の建設課との間で協議が行われ、辺地対策事業を活用して段階的に整備を進めていく方針について、地元と一定の共通認識が図られた経過がある。

これまでの整備状況は、平成 15 年度以降、辺地対策事業を活用し、幅員が特に狭い箇所や見通しが悪く危険性の高い箇所を中心に概ね 100m 程度区間を設定し、局部改良を実施してきたところであるが、市全体の土木予算の縮減や山間地特有の用地境界が不明確であること、権利関係が複雑となっていることなどから順調な進捗とは言えないのが現状となっている。

現在の整備状況は、令和 3 年度からは財源と事業の進め方を一部見直し、国の防災安全社会資本整備交付金を活用しながら調査設計を行っている。令和 6 年度は、勝間橋から高瀬橋周辺の約 610m の区間を対象に、待避所の設置や急カーブの是正、盛り土による拡幅など早期に効果が発現する区間を抽出して測量設計を行い、今年度は測量設計をもとに補償事務を行い、来年度は用地取得を行う予定である。

今後については、全線を一括して改良するのではなく、災害時の通行確保や安全性の観点で効果が高い箇所を優先して、段階的に整備を進めていくこととしている。また地籍調査との連携があるので、用地取得が比較的容易な区間から整備を進めることで事業の円滑化と効率化を図っていきたいと考えており、引き続き、災害時にも地域を支える命の道として機能するよう着実に整備を進めていきたいと考えている。

【質疑：寺尾副委員長】

区長と議員との意見交換会の際に出された話で、周辺地区合わせて要望が出されていると聞いている。どんな形の要望なのか。毎年そういう要望があるのか。

【答弁：津野まちづくり課長】

この路線の要望は毎年ではなかったと思う。何年間か空いて要望がある感じで、毎年必ずあるわけではない。

【質疑：寺尾副委員長】

ももとのこの要望の経緯は通学時の安全確保だったということだが、今現在、通学に必要な場所になっているのか。子供たちがそこにいるような認識はあるか。

【答弁：津野まちづくり課長】

今は当時いた子供たちもおらず、通学の位置付けでの重要性はなくなっている。日々の生活道路としての重要性、特に沈下橋が潜水したところを想定した要望箇所になっている。

【質疑：西尾委員】

ちょっとずつということだが終わりはあるのか。そこら辺どう考えているのか。毎年の予算はどのくらいか。

【答弁：津野まちづくり課長】

延長 6.6 km で、全線改良済みになることは数字的には持ち合わせていないのが現状である。令和 2 年で約 3 割程度しか改良率が上がってない。予算は 2000 万円程度見込んでいるが、用地や補償など段階に応じて業務が決まってくるので、そこに届かない予算であったりした年はある。

【質疑：西尾委員】

終わりが見えない中、課内ではどこら辺までみたいなのはあるのか。

【答弁：津野まちづくり課長】

ここに限らず、中山間地域全体の課題であると思っている。人口が少なくなり、高齢化が進む中山間地域をいつまで市道として管理していくかということも繋がってくるのではないかと思うが、現

在、高瀬と勝間の沈下橋区間で特に悪い区間があるので、そこを中心に今やっているところである。そこから先については今のところは計画にはなく、見通しは立てられない状況である。

※他に質疑なく終了。

■次に、所管事項の報告ア「四万十市都市公園条例、四万十市公園条例の見直しについて」まちづくり課から報告を受けた。

【説明：津野まちづくり課長】

まず、都市公園条例の改正については大きく2つ。

①東山小学校の完成に伴い、安並公園にあった仮設校舎がその役割を終えたため、条例の規定を削除して実情に合わせるもの。

②公園での火気使用に関する規定を見直し、利用しやすさと安全性の両立を図ること。

具体的に言うと、都市公園での行為は国の都市公園法や政令、四万十市都市公園条例の中で禁止事項が定められている。近年、公園のオープン化を進めており、マルシェやキッチンカーなどのイベント等の申請がたくさん上がってきているが、その申請は条例の用途替え使用という禁止行為に当たるもので、市長の許可により例外的に認めている状況である。これらの申請には火気の使用が多く含まれている場合があるが、国の都市公園法では指定場所以外での焚き火を禁止しており、その点で課題が生じていた。市では運用の中で火気使用全般と解釈し、申請内容によっては不許可としている事例があったため、今回、幅広い更なる公園利用を促進するため、四万十市都市公園条例第5条の禁止行為に、指定された場所以外の場所での野営、たき火、炊き火することを新たな禁止行為として追加するもので、ただし書きの規定により、市長の許可を受けて火気を使用できるようになる。これにより、安全対策を講じた上で、より多くのイベントなどで公園を活用できるようになり、市民の利便性向上につなげたいと考えている。

次に、四万十市公園条例の改正について。

この改正は、市立公園に山路農山村広場を追加することで、管理体制の強化と利用しやすい環境を整備することを目的としている。これは山路の集会所のすぐ隣にある小さな公園で、平成9年に山村振興等農林漁業特別対策事業によって市が整備したものである。当時、部落共有地により所有権を移転することが困難であり、農林水産課所管で公園管理公社に維持管理を委託していたが、土地の所有権が市になったことを受け、四万十市公園条例の別表に山路農山村広場公園を追加し正式に市立公園として位置づけるもので、これにより他の市立公園と同様に公園条例の規定が適用されるものである。

それに合わせて、条例第4条及び第5条に定める禁止行為の規定についても、都市公園条例の規定の整合を図るため、表現の明確化など見直しを行っているものである。

— 小休 —

— 正会 —

※質疑なく終了。

■次に、所管事項の報告イ「わさび栽培実証実験事業について」、農林水産課から報告を受けた。

【説明：吉田農林水産課長】

わさび栽培実証実験事業について概要を説明。

本市における新規作物の検討を行うために、新潟県の糸魚川市の翠工房が開発したわさび栽培プラントを参考に、平成29年度から国庫補助事業を活用してわさび栽培実証実験事業を実施しているのだが、今後の事業継続が困難と判断し、事業を取り止めたい旨の報告をさせていただく。

なお、事業実施主体は、四万十市わさび栽培協議会となっており、代表者は四万十市長で、事務局は市農林水産課となっている。

これまでの主な経過について。

事業計画は平成29年度から令和6年度の8年間。平成29年12月にわさび栽培プラントを建設し、1,860本のわさび苗を定植して、令和3年1月にかけて1作目としてわさび栽培の管理を実施している。続いて、令和3年2月から令和6年12月にかけて、わさび栽培管理の2作目として1,680本を定植した。

新市長の就任を受け、令和7年6月30日に新市長を迎えて初めての四万十市わさび栽培協議会通常

総会を開催した中で、事業の見通しも思わしくなく今後の方向性について事業中止も含め、ゼロベースで見直すことを確認しようという形になり、令和7年7月25日に国庫補助を受けている関係もあり、中国四国農政局に今後について相談させていただいた。相談内容は、事業が中止できるかどうかや事業中止になった場合に必要なことなどの確認である。

それを受け、事業継続困難により事業を中止する旨の最終の実施状況報告を7月29日に提出し、令和7年11月4日に、この実施状況報告書に対する評価結果通知をいただいている。その内容は、事業継続は困難との判断はやむを得ないが財産処分の手続きは必要というもので、令和8年1月14日に、わさび栽培協議会の臨時総会を開催し、この旨報告した上、事業中止及び財産処分について栽培協議会内で決議をとっている。

今後のスケジュールについて。

まず財産処分については、財産処分承認申請を農政局に上げ、そこでこの財産処分承認の手続きを数か月かけて行おうと聞いている。その後、正式に農政局から財政処分承認の決定をいただければ、財産処分をした上で処分報告をすることになっている。

財産処分には補助金返還が伴ってくるため、6月以降に補助金返還額が決定し、それを受け、最短で9月補正に返還額の予算要求をあげたいと考えている。現時点で、農政局の試算では、補助金返還額は190万円程度となっている。事業名は平成29年度産地活性化総合対策事業推進費補助金等新品種新技術活用型産地育成支援事業で、処分対象財産はわさび栽培のハウスプラント（297㎡のハウス1棟とプラント一式）となっている。全体事業費としてわさび栽培については平成29年度から令和6年度にかけて、協議会の決算ベースで4,400万円程度事業費はかかっているが、そのうちの平成29年度の部分の2,638万7,156円が返還対象となっている。この分で補助対象経費が1,050万円程度あり、これに係る国費が600万円程度入っており、880万円程度のハード分があり、その分で440万円程度の補助金をいただいている。最終的に農政局が試算した残存価格が380万円程度となり、これに交付率の2分の1を掛けた190万円程度が返還額の試算になるということである。

令和8年度の予算については、わさび栽培実証実験の負担金は計上しないこととしており、補助金返還については、先ほど説明したように最短で9月補正で予算を組みたいと考えている。

なお、財産処分後の施設利活用については、わさび栽培協議会の中で、多用途への転用や売却、また市への移管といったものも含め検討していくこととなっている。

【質疑：西尾委員】

処分について。ハウスとプラントをどこかに売却するのか。残った土地や余った施設はあるのかなのか。ちょっとイメージがつかない。どんな想定をされているのか。

【答弁：吉田農林水産課長】

財産処分は国庫補助金上、わさび栽培に活用する施設と捉えられており、目的外に使用することになっても、財産処分手続きが必要になってくる。要はわさび栽培にはもう使わない、この事業を取り止める形の財産処分という意味になる。土地も含めた利用については、栽培協議会の中で検討していきたい。

【質疑：西尾委員】

ということは、協議会の中で話されることなので、現状では未定ということか。希望の予定はないという認識でいいか。

【答弁：吉田農林水産課長】

先ほど説明したが、今月臨時総会を開催させていただき、今後、売却も含めた方向性はあるのではないかと提案はしているが、まだ協議会の中では、これをどうするというようなことは決まっていない。財産処分の承認決定が出てから本格的な話になってくると思う。

【質疑：西尾委員】

この大元は現状もうまくいっているのか。

【答弁：吉田農林水産課長】

8年間が終わるタイミングや、市長の交代もあったので、今年度4月に自分たちも糸魚川の方を訪問させていただいた。現状、まだ続けてやっている。糸魚川の方はわさび栽培の水を活用して、魚の養殖もやっており、自分も5年程前に一度行ったことがあるが、チョウザメの成長等は確実にできており、わさび栽培も継続している。

※他に質疑なく終了。

■次に、所管事項の報告ウ「四万十農園めぐりっこについて」農林水産課から報告を受けた。

【説明：吉田農林水産課長】

主な施設は研修ハウス6棟、試験ハウス1棟、研修センター1棟である。

研修受入実績としては、これまでに34人の研修生を受け入れ、20名余りが営農を継続しているというような農業振興に寄与する施設となっている。

昨年度の産建委員会でも指摘を受けたが、現状は今後どうしていくかというところもあるが、トマトポット栽培での研修事業の継続がなかなか就農に繋がっていないところもあり厳しいことと、研修ハウス自体のトマトポット栽培の状況が思わしくないというところ等を踏まえ、今年度から1号棟でのトマト栽培及び研修事業を休止している。なお、研修生がトマト以外で来た場合は篤農家へ斡旋し、研修してもらう状況は継続している。

今後の方向性については、現在、当該施設における研修事業の継続、中止、施設自体のあり方を、関係機関で再度協議しており、その中で、そもそもの農業研修のあり方を検討している。ニーズはあるのか、この施設を中止した場合はどうなるか等も確認することとしている。なお、施設活用についてはニーズ調査を実施する予定である。

また、研修事業の委託先である四万十市中村野菜価格安定基金協会のあり方自体も、存続も含め、検討を進めていくこととしている。

差し当たって令和8年度の具体的活用案としては、トマトポット栽培をやっていた1号棟のハウスについて、研修事業自体は休止しているが、1号棟はステップアップハウスという形で研修終了後の新規就農の方へのステップアップハウスというもので活用していこうかという案がある。

ステップアップハウスについては、2年までが2万4,750円、25月以上の場合は4万9,500円といった使用料になっている。

その他の研修ハウスについても、現在の指定管理先が来年度までになっているが、協会の動向も含め、整理していく予定としている。なお令和8年の12月議会には、指定管理関係議案を上程しなければならないため、それまでにある程度の方向性を立てた上で、指定管理議案を出していきたいと考えている。

【質疑：鳥谷委員】

ニーズ調査はどのように実施する予定か。ニーズがない場合、解体や撤去も視野に入れているのか。

【答弁：吉田農林水産課長】

ニーズ調査については、幡多農業振興センターやJA等いろいろな内容を検討して調査しようということにはしている。認定農業者等も対象には考えられるが、認定農業者についてはそういうニーズはなかなかないかもしれないので、少し幅広にいろいろな可能性を考え、今、検討中である。

ニーズがない場合は、全部の可能性を否定せず、施設の用途廃止も視野には入れている。

懸念材料としては解体費用がかなり高額になることがわかっているが、施設を維持修繕し活用していく場合でも高額な費用がかかることがわかっており、どちらにしても予算がかかるので、慎重に判断していく必要があると考えている。

【質疑：鳥谷委員】

了解したが、例えば、先程のわさびのように用途廃止した場合、返還金が生じるのか、生じないのかも教えていただきたい。

【答弁：吉田農林水産課長】

施設自体は補助金を受けてやっており、環境施設制御装置なんかもいろいろあるが、確認したら来年いっぱいくらいで処分制限期限が切れるため、それ以降であれば補助金返還には至らないのではないかと考えている。

【質疑：鳥谷委員】

まだ全然わからないと思うが、民間への払い下げのような形も可能性としてはあるか。

【答弁：吉田農林水産課長】

ニーズがあれば、それも選択肢の一つであると思う。

※他に質疑なく終了。

■次に、所管事項の報告エ「宿泊体験型モデルハウスしまんとヒノキの家について」農林水産課から報告を受けた。

【説明：吉田農林水産課長】

令和5年12月の産業建設常任委員会で指摘を受け、それ以降、協議を重ねてきた経過があるが、関係課と共有してある程度の方向性が出たので報告させていただく。

今後の方向性としては、四万十ヒノキの家は、現在、木材PR施設ということで農林水産課が管理運営しているが、これから令和9年度に向けて観光施設として整理し、観光商工課に移管するよう協議を進めている。

主な理由は、宿泊目的が設立当初の地場産材のよさを肌で感じる体験というものから観光にシフトしているのではないかと考えることや、観光施設としてかわらっこ一体的に管理運営することでスケールメリットや業務の効率化が図れることである。また、市内に木材を使用したシンボリックな公共施設（しまんとびあ、具同保育所、東山小学校）等が増えてきたことも踏まえ、移管する方向で検討している。

令和8年度の当初予算については、指定管理の関係もあるため、農林水産課で計上したいと考えている。なお、移管に向けて、今度、宿泊施設としての指定管理料の設定、あるいは関係条例等の所要の改正など詳細を詰める必要があるが、これは来年度早期に整理していきたいと考えている。

移管に向けた具体的なスケジュールについて。

令和8年4月には移管に向けた整理を徐々に進めていきたいと考えている。4月から6月にかけて、庁内で公の施設の指定管理者の選定手続きがあり、こういったものを経て、令和8年12月議会に指定管理の関係議案を上程したいと考えている。関係議案については、ヒノキの家の管理条例の廃止、あるいは四万十カヌーとキャンプの里の設置及び管理に関する条例の改正等々あると思うが、無事に12月議会を通れば、それぞれ外へ向けて周知を図っていき、農林水産課としては4月から移管できればと考えている。

【質疑：宮崎委員】

かわらっこの指定管理の期間はいつまでか。

【答弁：吉田農林水産課長】

かわらっこも同じで来年までとなっている。

【質疑：宮崎委員】

では、それぞれの指定管理ではなく、一体的に、かわらっこ及びこのヒノキの家も1つの指定管理という形でやるのか。

【答弁：吉田農林水産課長】

現在の方向性としては、一体的に指定管理で出そうと考えている。

【質疑：宮崎委員】

スケジュールに関して、4月の末から6月で指定管理者の選定が入ってきて、そのあと条例が入ってくるとなっているが、選定は誰がするのか。条例が変わっていないのに、観光商工課が先にやるのか。農林水産課が代わりにそこまでやるのか。

【答弁：吉田農林水産課長】

選定手続きについては令和9年度の指定管理に向けてというような手続きになるかと思う。そこについては、条例改正も想定した形で、両課の協議が整えば、観光商工課で指定管理の選定手続きに入る形になるかと思う。

※他に質疑なく終了。

■次に、所管事項の報告オ「観光振興の取組について」観光商工課から報告を受けた。

【説明：遠近観光商工課長】

取組方針について。観光の振興については、山下市長の公約の中でも、観光、移住、企業誘致などにより、経済を活性化させるという方針を打ち出されており、担当課としても観光の取組を強化していくことを考えているところである。

観光誘客等については、市単独では難しいと考えており、県や幡多広域、各自自治体や観光協会とが連携し、役割分担を行いながら効果的に実施していく必要があると考えているが、これまで役割分担についての協議があまり行われていないことや他団体がどのような取組を行っているのかを全部は共有できてないことがあった。そこで、まずは市と市の観光協会とで役割を確認し、連携して取り組むために観光協会の運営状況なども含め、今年度観光協会と複数回の打ち合わせを行い、主に大きな柱を3つ組んだ。1つ目は観光資源の掘り起こしと磨き上げ、2つ目は受入体制の強化、3つ目は観光客誘致促進について役割分担を行い、基本的に、市ではハード整備や宿泊税などの新しい財源の確保、

財源を動かすための計画策定など行っていくことを、観光協会にはソフト的な事業や観光振興のための異業種との連携、リサーチの調査等を担ってもらうことで観光振興を強化していこうと考えている。

観光協会の運営状況について。観光協会はこれまで市のふるさと納税の事務の代行業務を受託することで、その委託料を活用し、協会の運営や観光振興を実施してきた経過があるが、ふるさと納税については国の方針が変化していることや自治体間での競争が激化している中で、最近では寄付額を伸ばすことが難しくなっている。そのため、市は、ふるさと納税を行っている専門業者に委託先を変え寄付額を伸ばしたいという考え方に変更したが、観光協会がその業務を受けなくなれば自主財源が大きく減少することになっていくことになる。現在のところ、来年度から民間の業者に切り替えることで企画広報課が手続きを進めている。

そういった中、観光の取組を強化する中で観光協会の運営状況を考慮し、市のほうでは財政支援を行い、持続可能な観光地づくりを目指したいと考えている。その1つとしては、協会の自主的な観光振興事業の継続的な活動をしてもらう取組を後退させないということがある。2つ目としては、観光振興を軸とした経済活性化対策の推進に向けて、中心組織となる観光協会の取組強化を図りたいもの。3つ目としては、協会のノウハウを活かした行政事務の移管を実現し、役割分担のもと戦略的な観光振興を展開したいということである。4つ目に財政支援の財源として、今後、宿泊税の導入の検討を進め、それを活用することで長期的な支援体制の構築を目指したいというものである。財政支援の規模等については、現在当初予算編成を行っているところであり、内容については予算決算常任委員会で審議願いたいと考えている。

協会の体制について、現在の9名体制が1名減となり、8名体制での事業推進を予定している。

資料の2ページ目に、参考資料として観光協会の方で来年度から担っていただきたい業務を抜き出している。赤色で新規の分を新と、拡充は緑色で拡と、継続は黒色で継と、市から移行する新しい業務などについては青色で移と書いているのでご参照いただきたい。

※質疑なく終了。

■次に、所管事項の報告カ「四万十市水道料金の適正化（料金改定）について」上下水道課から報告を受けた。

【説明：岡村上下水道課長】

11月6日の産業建設常任委員会で、12月に水道料金審議会からの答申がある旨を報告していたが、令和7年12月5日に市長に答申が提出された。水道料金の改定については、収益的収支における単年度収支のバランスなどについて事務局から示された3つの見直し案を参考に検討を行い、現行の基本料金と超過料金を一律20%の増額改定することが望ましいとの結論に至った。改定の時期については、今後の経営状況の推移を見込み、令和8年10月から実施することが適切であると判断する、との内容であった。

改定理由は、人口減少により給水収益の増加が見込めない中、南海トラフ地震への備えとして水道施設の耐震化や老朽化対策を行うことが必要となっているが、厳しい経営状況が見込まれており、将来にわたって安全で良質な水を安定的に供給するため、答申を踏まえて、水道料金の増額改定を行い収益向上による経営改善を図るものである。

経営状況について。令和6年度の決算は黒字となっているが、経営戦略のシミュレーションで現行の料金体系で経営した場合、令和8年度から赤字となり、令和15年度には資金不足となる厳しい見込みとなっている。令和2年度と令和6年度の料金収入額を比べると2,100万円程収入減となっている。

今後予定の水道施設の更新・耐震化の事業について。補助事業として約37億円、自己財源の工事として約13億円、計約50億円の費用がかかることを予定している。

経営健全化の取組について。今後の施設更新や耐震化については、人口予測を踏まえた計画として、スペックダウンなどを含め、計画的、効率的に行っていく。現在、各施設で遠方監視システムを整備しており、各施設状況を見える化して事故防止や異常の早期発見に取り組み、修繕費の削減を図りたいと考えている。また、漏水調査を実施し、修繕を早く行うことで有収率の向上を図りたいと思っている。

委員会資料4ページ目に今後の基幹管路耐震化の計画の位置図を載せている。黄緑の線が令和13年度へ向けて取り組む管内地図で、黄色がその後の予定である。次の5ページは重要給水施設管路の耐震化の位置図である。黄色い四角で街中の方に点々とあるが、災害時の避難所から病院、市役所を表しており、その施設へ向けての配水管給水管を耐震化し、災害発生時に重要施設で断水とされない

取組を行うものである。図の赤線について配水管給水管の耐震化に取り組む。この事業については、令和6年1月の能登半島地震発災時に、避難所等の重要施設が断水となったことを踏まえ、今まで補助対象となっていなかった配水支管の耐震化が補助事業として取り組めるようになったものである。

委員会資料3ページ目の水道料金の県内自治体との比較について。一般家庭のうち13ミリの水道メーターで、1か月20m³使用したときの料金比較表となる。県内で1番高いのが室戸市の3,388円で、1番安価なところが南国市の2,145円である。本市を除く県内10市の平均は2,667円となっている。現在の料金で本市は平均より278円低い2,389円。11市中では下から4番目だが、20%改定後は県内平均より199円高い2,866円となり、11市中、上から3番目となる。今回の料金改定で13ミリの家庭で毎月10m³使用した場合、基本料が月に214円の増額、年間2,600円程度の増額となる見込みである。毎月20m³使用した場合は、月に477円の増額で、年間5,800円程度の増額を見込んでいる。

社会情勢が、物価、人件費等高騰で大変厳しい状況で、市民の皆様にもご負担をお願いするようになるが、水道事業会計も電気代等々影響を受けている。水道事業の経営に必要な経費は原則として受益者負担、水道料金で賄う独立採算で経営しているためご理解いただきたい。

【質疑：寺尾副委員】

要は耐震化していかななくてはならないことを踏まえて水道料金を上げるとして、他の自治体と比較して、本市の耐震化率は優れているのか。私としては、市民に対して、本市の水道を耐震化することによって、地震でも災害に強いまちにしていこうために上げざるを得ないと言いたい。そのためには、他の市町村よりも本市の耐震化率はいいんだというのがあればなおいいと思う。その点いかがか。

【答弁：岡村上下水道課長】

県内の状況については即答できないが、本市の状況を説明させようと、管の延長が全体で560kmある。そのうち、基幹管路として、耐震化の補助対象になる管路が91kmあり、そのうち現在耐震化適合延長として43km、47%耐震化が進んでいる。今後10年、先ほどの事業費を投入して耐震化する場合に7km進んで50kmになる予定である。耐震化率は55%。重要給水管については11km程あり、約10年間で16億円投入して、11kmを耐震化していく計画としている。耐震、基幹管路以外の残っている延長が469kmで、そのうち耐震適合率が現在340kmで、72%の耐震化適合率となっており、そこについては自己財源でポチポチ進めていきたいと考えている。

【質疑：西尾委員】

答申では令和8年10月から実施することが適切であるということなので、本議会に上がってくるとい認識でよいか。実施は今年10月からの予定ということか。

【答弁：岡村上下水道課長】

そのとおり。

【質疑：大西委員】

現行の料金のところで、土佐市、香南市、南国市、三原村は現状この値段でやっているということだが、上げる予定等の話は聞いていないか。

【答弁：岡村上下水道課長】

料金については、審議会の時に他の市町村に問い合わせしている。1番安価な南国市は令和7年4月に改定している。委員からもどうしてこれだけ安価なのかという質問があったが、口径の大きい企業、水の使用量が多いところの単価を上げて、市民に配る口径の小さいところは安価にしているとの回答であった。また、香南市は令和8年中に改定を予定しており、土佐市も令和9年頃の改定を予定していると聞いている。

【質疑：大西委員】

本市は南国市のような工夫を考えていないのか。

【答弁：岡村上下水道課長】

本市の場合は、大口の口径が学校等の公共施設になってくる。現状、南国市と一緒にするにはできないと考えている。

【質疑：大西委員】

三原は何でこんなに安いのか。

【答弁：岡村上下水道課長】

三原村は改定について具体的な予定はないとのことであった。安価な理由は確認していない。

【質疑：寺尾副委員長】

香南市が本市と人口が似ているので香南市だけ聞いておきたい。この管路延長の560kmで何kmか知っ

ているか。

【答弁：岡村上下水道課長】

調べておく。

※他に質疑なく終了。

【山下委員長】

その他の所管事項調査については、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うものとしてよろしいか。

(異議なし)

その他の所管事項調査については、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うものと決した。

— 小休 —

— 正会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。